



## 連休明けからの感染症対応について

文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 5. 8～）」が示されました。本校では、これにしたがって連休明けからの学校教育活動を行っていきます。

### 1 基本的な考え方

- ① 学校の教育活動の実施判断基準は、コロナ禍以前に戻します。
- ② マスクの着用は求めません。体温等の健康チェック表の提出も終了します。
- ③ 今後は「平時から求められる感染症対策」を実施します。（コロナ禍以前と同様です。）
  - ア 外から校舎に入る時・トイレの後・給食前後・清掃後のせっけんでの手洗い
  - イ 清潔なハンカチとティッシュペーパーの携帯
  - ウ 常時または授業前後の定期的な換気
  - エ 必要に応じて使用するためのマスクの常備

### 2 児童が、新型コロナウイルス感染症に罹患したときの対応

- ① 出席停止期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで」です。（インフルエンザでは「解熱した後 2 日」です。）
- ② 家族が感染した場合も、児童を「濃厚接触者として出席停止」とはしません。  
※ 発熱・せき・のど痛等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理して登校することの無いようにお願いします。また、登校後にそのような症状が見られた場合には、これまで同様に保護者様にお迎えをお願いします。

### 3 学校で感染が拡大傾向となったときの対応

以下の通り、過去にインフルエンザが校内で流行したときと同様の「一時的」対応をします。

- ① マスクの着用を呼びかけます。
- ② 机を合わせての活動（話し合い・給食）や異学年での交流活動を控えさせます。
- ③ 学校医からの指導を受け、教育委員会との協議を行い、学級・学年の休業措置をとることがあります。
- ④ スポーツ少年団に「一時的な活動自粛」を求めることがあるかも知れません。
- ⑤ 学校行事で、来校者に手指消毒をお願いすることがあるかも知れません。